

| 年度 | 所属名 | 見積日 | 工事(委託)名 | 工事(委託)概要 | 見積業者数 | 契約締結日 | 契約業者名 | 契約業者の所在 | 予定価格(税込) | 契約金額(税込) | 随意契約によることとした理由 | 審査会の有無 | 備考 |
|----|-----|---------|-------------------------------|--|-------|---------|-------------------|----------------------|------------|------------|---|--------|----|
| 3 | 営繕課 | R3.5.6 | 松阪市文化財センター収蔵庫新築工事 監理業務委託 | 鉄筋コンクリート造2階建て 延べ床面積517.33㎡にかかる工事監理業務一式 | 1 | R3.5.10 | 株式会社 浦野設計 三重支社 | 三重県四日市市 諏訪栄町7番34号 | 17,490,000 | 16,500,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第二号による随意契約。 設計業務については文化財の保存施設建設に対する業務実施に必要な経験と、文化財に対する知識等の技術力を求める参加条件を付け設計者を選定しており、監理業務においても同条件が求められる。 また、本業務期間中に文化財センターで別発注工事があり、別発注工事期間内に行う工事について設計内容を反映して、工事監理を行う必要がある。 以上のことから、「文化財センター収蔵庫新築工事設計業務委託」の設計者である「株式会社浦野設計 三重支社」と随意契約を行い、工事監理業務を委託した。 | 有 | |
| 3 | 営繕課 | R3.5.10 | 松浦武四郎記念館内部・外構改修工事 監理業務委託 | RC造平屋建て850㎡ 内部改修、外構改修にかかる工事監理業務一式 | 1 | R3.5.13 | 株式会社トータルメディア開発研究所 | 東京都千代田区 紀尾井町3番23号 | 3,025,000 | 2,992,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第二号による随意契約。 本業務は、「松浦武四郎記念館内部・外構改修工事」に係る監理業務委託である。工事内容が設計変更の想定される改修工事であるため、限られた工期で工事を進めるには設計内容や変更協議に迅速に対応する必要があることから、設計内容を十分把握した設計者でなければ対応できないため、設計業務委託の受注者である「株式会社トータルメディア開発研究所」より見積もり徴集の上、予定価格内にて随意契約とした。 | 無 | |
| 3 | 営繕課 | R3.5.21 | 松阪市立嬉野中学校校舎大規模改造工事(第1期)監理業務委託 | 校舎棟(RC造3F4,359㎡)の一部、西校舎棟(RC造2F615㎡)大規模改造工事にかかる監理業務一式 | 1 | R3.5.21 | 株式会社 小林設計 | 三重県松阪市星 合町2198-2 | 4,950,000 | 3,960,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第二号による随意契約。 本業務は、「松阪市立嬉野中学校大規模改造工事(第1期)」に係る監理業務委託である。工事内容が設計変更の想定される改修工事であるため、限られた工期で工事を進めるには設計内容や変更協議に迅速に対応する必要があることから、設計内容を十分把握した設計者でなければ対応できないため、当該工事の設計業務委託の受注者である「株式会社 小林設計」より見積もり徴集の上、予定価格内にて随意契約とした。 | 無 | |
| 3 | 営繕課 | R3.6.14 | 松名瀬津波避難タワー新築工事監理業務委託 | 津波避難タワー 延べ面積 540.08㎡ 鉄筋コンクリート造/階段・スロープ 鉄骨造 の工事監理業務 | 1 | R3.6.14 | (株)館設計事務所 | 三重県松阪市外 五曲町66番地1 | 1,771,000 | 1,650,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第二号による随意契約。 本建物は、地震時に想定される津波に対する避難施設であり、「官庁施設の総合耐震・津波計画基準」に則って密緻に協議を重ね、特殊な構造基準のもと設計されたものである。 限られた工期で工事を進めなくてはならないことから、設計内容や変更協議に迅速かつ適確に判断する必要があるため設計内容を十分把握した設計者でなければ対応できない。 よって当該工事の設計業務委託の受注者である「株式会社 館設計事務所」より見積もり徴集の上、予定価格内にて随意契約とした。 | 無 | |
| 3 | 営繕課 | R3.8.12 | 五主津波避難タワー新築工事監理業務委託 | 延面積:1184.91㎡ 主要構造:鉄筋コンクリート造/階段・スロープ・鉄骨造の工事監理業務 | 1 | R3.8.12 | 株式会社 小林設計 | 三重県松阪市星 合町2198-2 | 2,970,000 | 2,750,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第二号による随意契約。 本建物は、地震時に想定される津波に対する避難施設であり、「官庁施設の総合耐震・津波計画基準」に則って密緻に協議を重ね、特殊な構造設計のもと作られたものである。 限られた工期で工事を進めなくてはならないことから、設計内容や変更協議に迅速かつ適確に判断する必要があるため設計内容を十分把握した設計者でなければ対応できない。 よって当該工事の設計業務委託の受注者である「株式会社 小林設計」より見積もり徴集の上、予定価格内にて随意契約とした。 | 無 | |

| 年度 | 所属名 | 見積日 | 工事(委託)名 | 工事(委託)概要 | 見積業者数 | 契約締結日 | 契約業者名 | 契約業者の所在 | 予定価格(税込) | 契約金額(税込) | 随意契約によることとした理由 | 審査会の有無 | 備考 |
|----|-----|---------|-------------------------------|--|-------|---------|------------|-----------------|-----------|-----------|---|--------|----|
| 3 | 営繕課 | R3.8.25 | はにわ館空調設備等整備工事監理業務委託 | はにわ館964.53㎡、文化財センター1371.44㎡の空調設備等整備工事にかかる工事監理業務 1式 | 1 | R3.8.30 | (株)アスカ総合設計 | 三重県松阪市伊勢寺町590-4 | 7,678,000 | 5,720,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第二号による随意契約。 設計業務については、技術者要件として文化財の収蔵庫・博物館施設建設又は改修に対する業務実施に必要な経験と、文化財に対する知識等の技術力を求める条件を付け設計者を選定しており、監理業務においても同条件が求められる。 また、本業務期間中に文化財センターで別発注工事があり、別発注工事期間内に行う工事について設計内容を反映して、工事監理行う必要がある。 以上のことから、「文化財センターはにわ館空調設備等整備工事設計業務委託」の設計者である『(株)アスカ総合設計』と随意契約を行い、工事監理業務を委託した。 | 有 | |
| 3 | 営繕課 | R4.3.17 | 松阪市立嬉野中学校校舎大規模改造工事(第2期)監理業務委託 | 校舎棟(RC造3F4,359㎡)の大規模改造工事及びEV棟増築工事にかかる監理業務一式 | 1 | R4.3.17 | 株式会社 小林設計 | 三重県松阪市星合町2198-2 | 4,719,000 | 4,199,800 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第二号による随意契約。 本業務は、「松阪市立嬉野中学校校舎大規模改造工事(第2期)」に係る監理業務委託である。工事内容が設計変更の想定される改修工事であり、限られた工期で工事を進めるには設計内容や変更協議に迅速に対応する必要があることから、設計内容を十分把握した設計者でなければ対応できないため、当該工事の設計業務委託の受注者である『株式会社 小林設計』より見積もり徴集の上、予定価格内にて随意契約とした。 | 無 | |